

# 議会運営委員会 行政視察報告書

令和2年11月17日

狭山市議会議長  
加賀谷 勉 様

議会運営委員長  
太田 博 希

当委員会は下記のとおり、埼玉県所沢市を視察してまいりましたので、その概要について報告いたします。

## 記

日 程 令和2年11月9日（月）

視 察 先 埼玉県所沢市議会（全員協議会室）

視察事項 反問権行使に係る現状と課題等について

参加者	太田 博 希	笹本 英 輔	高橋ブラクソン久美子
	内藤 光 雄	金子 広 和	千葉 良 秋
	齋藤 誠	大沢 えみ子	三浦 和 也

随行者 萩原 泰 吉澤 俊 充 佐藤 宏 毅  
(事務局)

次 第	一、歓迎あいさつ	所沢市議会	末吉副議長
	一、あいさつ	狭山市議会	太田議会運営委員会委員長
	一、対応議員紹介	所沢市議会	議会運営委員
	一、概要説明	所沢市議会	中村議会運営委員会委員長
	一、質疑		
	一、御礼あいさつ	狭山市議会	笹本議会運営委員会副委員長

説 明 者 所沢市議会  
中村議会運営委員長、松本議会運営委員会副委員長のほか、  
議会運営委員として粕谷委員、石本委員、杉田委員、福原委員

## 1. 反問権導入の経緯

### (1) 導入への経緯や議論の状況

#### ア 導入に際して議論、検討した事項

2008年（平成20年）に議会基本条例を検討するということとなり、先行事例を研究することとなった。当時、議会基本条例を制定していたのは20から30程度であったと思いますが、先行事例で採用されている条文は、所沢市議会の基本条例にすべてを盛り込もうというコンセプトから、条例素案を作成することとなった。その際、反問権とは何かという細かい議論をしたわけではないが、既存の条例の中に規定されていたことから、素案に盛り込まれたということである。当時、議会改革の機運は高まっており、市民の関心も高く、市議会においても議会基本条例を基にさまざまな改革を行っていかうとしていた中で、反問権も規定した。

#### イ 執行部側との調整

議会の意思を明確に示さないと、執行部としての回答ができないと考え、まずは議会基本条例を策定する際に、執行部には説明したが、反問権については、特に意見はなかった。

### (2) 行使に係る基準作り

#### ア 反問権の定義

議会基本条例第9条に「論点を整理するために反問」とあるように、いわゆる反論をするところまでは認められておらず、あくまでも質問の趣旨、何を聞きたいのかを確認するという範囲の中のものである。

#### イ 行使できる場面

質疑や一般質問において執行部側が行使できるほか、常任委員会でも行使できることは議会運営委員会で確認されている。質問の趣旨を明確にして、議論を深めるためという目的から考えると、当然、議員提出議案や修正案についても反問することができると考えているが、実例がない。

#### ウ 行使できる者

議員と執行部職員。市長、副市長のほか部長等にも認められている。明確に「反問します」という形で部長等が本会議において行使した事例はないと思うが、それに類する形で反問が行われていたケースはある。

#### エ 本会議における手続き

反問する旨を議長に申し出て、議長の許可を得て、反問権を行使し、反問される側（議員）に答弁を求めるもの。議員の発言回数には含めない。ただし、「反問します」と発言しないと発言回数に含まれる。議案質疑についても一般質問についても一問一答方式を採用しているので、実質的には、反問権の行使なのかそうでないのかがはっきりしないまま一問一答のやりとりがなされているが議事運営に支障は生じていない。

#### オ 行使できるタイミング

制限はない。質疑、質問の中で、内容の確認のため行使される。

カ 執行部側の制限は

回数、時間等、特にない。現状は1回行使され、議員が答弁すると、それに対する答弁がされている。

キ 議員側の制限は

特にない。質疑や質問の回数に含めないことを確認している。

ク その他の基準

特になく、運用上は議長の判断による。

(3) 議会と執行部側との認識の共有は

趣旨を確認する反問権なのか、それともそれを超える「反論権」なのか、一義的には議長の判断である。その後の議会運営委員会で、反問権の範囲を超えているのではないかと意見が出されることがあるが、議長の采配によって会議は進行しており、議会運営委員会の意見等で判断が覆るということはない。議会としては、執行部も同じ認識を持ってもらえるように、執行部側へ伝えている。

(4) その他執行部との協議

特に行っていない。

## 2 反問権行使の現状

(1) 反問権行使の事例

会議録抜粋（写し）資料を基に説明があった。

(2) 反問権行使のメリットとデメリット

メリットとしては、論点が明確になることにより、議論が深まることが期待できる。

考えられるデメリットは特にない。ただし、「反問権の行使」なのかそうでないのか、はっきりしないケースがあった。判断の基準となる行使する旨の発言がないまま実質的な反問権の行使が行われているケースもあった。

(3) 執行部側との協議

特に行っていないし、必要と思われるところも今のところない。

## 3 反問権行使に係る今後の課題

質疑、質問の一問一答形式の導入に伴い反問権を行使しているのか、そうでないのかが明確でない場合がある。

反問権があったから議論が深まるようになったのか、そうでないのかはわからない。また、一問一答制を導入しているから議論が深まるのか、反問権が条文にあるから議論が深まるのか、それとも市長のパーソナリティーの影響が強いためなのかは不明である。

現在、議員の一般質問は60分としている。一問一答の中で反問権が行使され、趣旨の確認が行われた場合に、時計は止めていない。趣旨を確認する程度の反問権の行使については、質問時間内とすべきなのか、含めないようにしたほうがよいのかは整理が必要である。

条例上、反問権は論点整理としている。その範囲を超えたと思われる場合であっても議事進行がかからない場合はそのまま進行されることがある。これらの判断は議長に一任している。質問内容の趣旨の確認ということが明文化されておらず、「論点整理のため」としか規定されていないことから、反論に近い答弁がなされることがある。

「反問権」は「反論権」ではない。この点をよく知ったうえで議論したほうが、議論が進みやすい。

全国で800程度の市議会で反問権を規定していると思うが、最近の例では「反問権」という表現ではなく、「質問の趣旨を確認する」としているところもあるので参考にさせていただきたい。

#### 《主な質疑応答》

Q 反問権の導入にあたっては、議会基本条例の観点から全体を見る中で検討するほうが得策なのか、もしくは反問権独自で進めることもそれはそれで意義があることなのか、先進市としてのご意見をうかがいたい。

A 今の議会改革に何が重要かということである。反問権は道具（ツール）である。狭山市議会の改革をどのように進めたいかということである。議論を深めることが必要であるということであれば、深めるためのツールとして反問権はあってもよいものである。一問一答形式において、実質的な反問が、議事が止まることなく行われており、いまのままで十分議論が深まるということであれば、わざわざ導入する必要はないと思う。議論を深めるためにどういうものが重要か、議論を深めることはそもそも必要なのか、ここを考えることが一番いいと思う。個別具体的なのか総体的なのかといえ、総体的なビジョンをまずは考えていただく必要があると考えられる。

反問権は部長等にも認められるけれど、部長等は反問しにくい。聞き直すことはできると思う。聞き直すケースは増えたと思う。狭山市がどうするかについては、相対的なところで考えたほうがいいと思う。

Q 議員の質問に対し、趣旨を確認する。議員の質問がよくわからない、この議員は何を聞いているかわからないということをあからさまに指摘されるということになる。一方で、わかりやすい質問をすることが議員にも求められていると思う。議員の質問の質、議員の資質を問われることに対して、議会の議員として話し合ったり、協議されたことはあったのか。

A 特に議論はなかった。一般市民の目線に立ち、やりとりがわからないのでは困る。議員の質問がわかりやすいのは当たり前であり、いい意味でお互いに研鑽していくことの機運を高めることにつながるのでは。

執行部との事前確認のとおり質問する議員と、ひねって質問する議員がいる。うしろには市民がいるので、それに対して、わかりやすく答えることである。

議員はいろんな想いを持っていて、想いを発するのは一般質問でしかできない。そういう想いを発言させてあげたいと思う。(これは質問とは関係がなくなっているかもしれないが)一般質問は議員の舞台であり、想いを市民に伝える場としてとっておく必要があるのでは。どこに線を引くかは、考えなくてはならない。

Q マスコミにあおられて発言したかのような事例があった。市民にはおもしろく聞いているかたもいるかもしれないが、論点がどんどんずれている。反問権を行使している場面は、市民目線からはどうなのか？

A 市民からの目線でよく聞かれることだが、市民の中には議員と執行部との議論を期待している人が多い。議会は議論を戦わせる場所である。執行部と議員のやりとりが沢山あったほうがおもしろいのではという市民の意見もあった。

Q 反問権のやりとりが発言時間60分の中に含まれている。反問権のやりとりで時間がとられるということの議論は？

A 時計を止めたことはなかった。議長の裁量で、指示があれば止められる状態だと思うが、反問権だけにそれ程時間を使ったということがなかったので、時間を止めずに進行したということだと思う。一問一答では、確認的な意味で質問回数も関係ないので、聞き直しも結構ある。

Q 一般質問において、質問、答弁、まとめとなることがある。このまとめの部分で執行部側から反問権が行使されたことはあるか？

A この場合に議会基本条例でいうところの反問権が行使できるかどうかは、これまで議論はしていない。

質問が終わったところで挙手するとか、なぜこのタイミングで挙手しているのかわからないときがある。

差別発言のようなものは別として、時間をどう使うかは議員の自由である。制約を受けるのは「質問時間」だけである。

Q 議会運営上、議員が反問に対し、「反問ではなく反論ではないか」と主張したいときにはどうなるのか？

A 論点整理と捉えるかどうか、その解釈については一義的には議長判断に委ねられている。事例でも論点整理の範囲を超えていることもある。議長判断のあとに議運で協議しても不毛な議論になるので、議長の判断は重要である。論点整理の解釈が不明確という点は課題である。

Q 議長の采配で進めるとのことだが、反問権の行使に対して、それは反問ではないと議員が考えたときは、議事進行の発言をして反問を取り下げてもらおうとか、議員は、どのような行動ができるのか？議長が采配してくれればよいが。

A ケースバイケースによるが、そういうことも含めて、議長の判断ということになる。一問一答があるからこのような状況になるのか、反問権を導入しているからこのような状況になるのかは不明である。どちらがいいとか悪いとかいうことではない。

Q 反問されたときに反問に答えるかどうかは議員の判断ということか？

A 答える義務はあると思うが、答弁の内容についての制限はないと思う。きちんと答弁していないということについては、自分たちで責任を負うものである。本会議で議長は、反問権を行使させる際に、「趣旨の確認の範囲で反問権を行使するようにと議会運営委員会で確認されているのでご了承願います」と注意してから指名するケースもある。

以上が視察の概要であり、報告といたします。

説明を受ける様子



本会議場にて

